

2025年4月30日

美咲市議会議長 谷村知重様

前美咲市議会議員 紫藤政則

再び公開質問状の提出について

- 本年3月4日提出の公開質問状に対する回答については、3月19日付で受けとることができました。ご面倒をお掛けしましたことに感謝申し上げます。又、合わせて公開請求していた公文書についても、4月18日までに全て開示がありましたことに重ねて感謝とお礼を申し上げます。
- さて、このことについては、いただいた回答内容について、公開された公文書とつけ合せながら検討したところ、関連する法規の解釈や議会運営に係る私の認識とのちがいが大きく、別紙により再びお煩ねすることになりました。若干の意見を添えております。
- つきましては、どうも意のあるところをお汲み取りの上、5月20日まで回答いただきますようお願い申し上げます。
- 誠に勝手なことで恐縮ながら、どうぞよろしくお願い申し上げます。

問 1-1 嚴重注意を行った根拠も会議規則 149 条とした回答について

1 会議規則 149 条は、「すべて規則に關する問題は、議長が定める。」とある。この規定は、規律は何でも議長が定めることができる、を意味するのではなく、法又は規則にあるものは、それが優先し、法規の定めのない議長の議事進行も困難にする、予期せぬ事態に対処するためにある規定であると解されている。

2 議長は自治法 104 条(議長の権限)において、議会の秩序を維持し円滑な議会運営を確保するための秩序保持権と共に、議事運営の円滑化を図るための議事整理権を有している。秩序保持権と議事整理権は密接の要件としてつながっている。

3 本件のように、一般債内における議員の発言も問題にするのであれば、まず、議場の秩序保持権(法 129 条)により、注意喚起し発言を制止し、又は発言を取り消させることができたのに、それを行っていない。次に不穏当発言と認定し、「議会の品位を損いかねない」と判断するに当たって、法 132 条(言論の品位)の規定によるべきところ、それを行ったように見えない。つまり、法規があるのに、法規の定めに基づいて秩序保持権、議事整理権を行使していないことになる。

4 会議規則の逐条解説(中島正即著、ぎょうせい)には、149 条(標準会議規則 156 条)に定める規定の趣旨などの解説とともに「規則に關する問題」について、その運用例が示されている。一部を挙げてみる。

1. 「…本会議において議員の発言や議長の発言に対し、怒号、ヤジ、机を叩く…あるときは、議長席又は執行部席への抗議行為その他従事している書記席の占拠…によって、議事進行が平静さをなくすか…妨害が加えられる場合、正当な運営を担保するために、議場全体の秩序維持の責任が議長にあるので排除しなければならない。…」

3. 「議員が私物の写真機、小型録音機…を持ち込み使用する場合は、…議場内の秩序保持上議長の判断で使用させないことが、秩序保持権に基づきできるものと解される。」(P 862~864)

5 このような例の排除が必要な妨害行為などは、昨年 12 月 9 日の市議会本会議場には認められず議場の平静は保たれていた。傍聴していた市民の話を聞いても会議録を調べてもそれは同じ結論になる。

以上により、嚴重注意の根拠も会議規則 149 条とする回答に同意することはできない。議長の見解も同ねる。

由) 1-2 厳重注意に該当する発言を相手方の国有名詞を挙げたなどとした回答について

1. 回答では「厳重注意」に当たる発言として、出する必要のない、「相手方の国有名詞を複数回(12回)発言した」ことを指し、その発言は相手方への「配慮に欠け、そして議会の品位を損いかねない」と判断している。

2. 配慮に欠けることを規律するルールは承知⁹しようがないが、議会の品位に關しては、法132条(言論の品位)、会議規則141条(品位の尊重)に定めがある。法132条は、議員の発言について無礼の言葉の使用、他人の私生活にわたる言論を禁止している。

この規定は、議会の会議の場が「公の問題を議論するところ」なので、人身攻撃などの発言により、会場の平静さが失われることを防止するためであり、「無礼の言葉」とは、反社会性、反倫理性という否定的な評価を強調する侮辱的な言論である、と解されている。

3. そこで、斎藤議員の当日の一般質問を会議録で検証してみた。そこには、相手法人の国有名詞はひんばんに出てくる(指摘のとおり12回)。(しかし、それは受け手の主観の内題で、その発言のそれぞれには、真実に構成された一定の文脈があり、相手の評価を貶める意図は感じられない。

4. 斎藤議員の一般質問は、旧南美観小、岡中グランド跡地の賃料相当損害金の支払いに關して、その原因の分析と市の責任の所在を問うもので、公金の支出にあつて、市民への説明責任をしっかりと果たすよう、桜井市長に求めている。

5. くだんの発言の多くは、市と相手法人との土地の賃貸借等を巡る紛争、争訟事案について、これまでの会議場における斎藤議員と市長とのやり取りを振り返る場面で発している。それは、相手法人に対する「損害賠償請求の必要性」、「残土処分への追加請求」、「新たな損害賠償請求の必要性」、「契約文書」、「9月決算審査の答弁拒否」などのいずれも事前に通告した真実通告内容に通底しており、回答にある「出する必要のない」発言との指摘は当たらない。

斎藤議員は、市の対応のまさきなど内題点、市が果たすべき説明責任の必要性を指摘しながらも、明確な答弁を引き出すことが出来ず、歯がゆい思いをしてきた今日までの心情を隠さず、飾らず、ありのままに発言している。

6. 相手法人の国有名詞がひんばんに出るのは、取り上げたこと柄がそれだけ多いからであり、そこに虚偽や真実に名を借りて相手の信頼、評価を貶めたり、否定的評価を強調する侮辱的な言論など、無礼な言葉に定義づけられる発言は無い。

以上により、厳重注意としたことに根拠はなく、回答に同意できない。
議長の見解を伺ねる。

問 1-3 嚴重注意の判断要素に「係争中であることに考慮し、市と市民に生じる不利益に留意すべき」を回答に示していることについて

1 回答には嚴重注意の判断要素として、固有の発言だけでなく、「現在、係争中であることを考慮し、債権にあたっては、市と市民に不利益が生じないように留意すべきであった」と、考慮し留意することを付け加えている。どうすべきなのか、回答からは、うかがい知れない。係争中の対応については、必要があれば係争当事者である原告の桜井市長が考えることで、議長が議員の債権に立ち入る話では決していない。

2 議会側りのとるべきスタンスは、はっきりしている。現在係争中の事案については、市が提案した「訴の提起の件」を議決して終わるものではなく、今後、判決による損害賠償額の決定、訴訟の取り下げ、和解契約の締結など、議決の要否はあるが、争いの終結まで様々な事態が生ずる可能性がある。展開によっては、原告もありうることに、多大の労力と費用を要する場合もある。

3 議会としては、議決した訴訟の内容、方針に意を用い、訴訟目的にかなうよう、市民福祉に資するよう、その進捗に関心を持たなければならないのは当然のこと、債権にあたって係争中であることを考慮を求めることはあつてはならない。

4 市が抱えている行政課題の進捗いかんで、市と市民に不利益が生ずる恐れが、事実としてある場合、議会の為すべきことは、その事実に対し、その課題について議員が共通の認識を持つこと。自由闊達な言論を交わし、地域の人に伝え、役に立つプランをまとめ、議会として、執行権を有する桜井市長に提言することにより、地域課題の解決につなげるのではないか。

5 議会には調査権がある。二つの常任委員会、いつでも所管事務調査ができる。理事者からのヒアリング、参考人招致、そして現地に入って地域のくらしの実態や、市民の生の声を聴き、プランに反映することも出来る。つまり、市民に見える議論を重ね、市民と共に考える取り組みがとても重要になる。

行動を起こすためのリーダーシップが議長に求められていると考える。

議長が議員に「考慮」や「留意」を求めることは、発言のルールになく、議員の債権の内容まで踏み込む恐れがある。自由な言論の萎縮、市政の監視、政策形成という議会の持つ機能を放棄することにつながり兼ねない大きな問題をひらんでいることを認識すべきと考える。議長の見解を伺う。

問2 会議の場合は、2月13日の議会運営委員会とした回答について

- 1 本件は、市議会にとって初のケースであり、嚴重注意の定義、議会だよりの発行までの一連の措置を行うための要件などのルールは定められていない。
- 2 つまり、法規、慣例に定めがなく、前例のない異例な事例といえるため、その措置の判断、決定に当たっては、本会議もしくは委員会（議会の会議）において、全ての措置の是非をはじめ、十分な検討、協議の場が必須であった。
- 3 しかし、議長は、議会運営委員会に諮問し、協議を求めるのではなく議長判断で決定した措置を、事後に報告し、追認させた。このことは、合議制の機関としての正しい手続を終了したことにならないし、議会運営を所掌する議会運営委員会の持つ役割を形骸化する恐れがある。

与えられている議長権限をもつとしても、機関会議を経ずして、決定にはいけないケースであった。議長の見解を伺ねる。

問3 議会だよりの発行は、人権侵害ではないとした回答について

再質問は、問6に含めることとする。

問4 議会だよりの発行は、議会運営委員会で協議したなどとした回答について

再質問はない。

問5 当該法人からの文書の提示は、公文書開示手続中であるなどとした回答について

文書については、議会側の応答文書を含めて、4月18日付で開示されたことから、再質問はない。

問6 議長は、重大な過ちを犯していないとした回答について

1 回答は「嚴重注意」について、発言が法規に触れる可能性があるため、会議規則149条に基づいて行っていること。それは、法規による懲罰ではなく注意喚起であり法的拘束力もなく、本人も認めている。とし、「議会だより」については、社会的評価を低下させる意図はなく、本人の了解をえている。つまり、「嚴重注意」「議会だより」いずれもその違法制を否定し、「重大な過ちを犯していない」と一連の措置を正当化している。この回答は、いずれも同意することができない。

2 まず「嚴重注意」については、発言そのものが不穏当として内題にする必要のない発言であること。仮に議長が不穏当発言と認定した場合であっても、その判断に資する法規の適用を誤っていると共に、とるべき議事整理をとっていないという議長の不手際があったこと。このことは、問1で既に述べている。

3 次に、「議会だより」については、社会的評価も低下させる意図はない。とあるが意図がなければ何をやっても許されるものではない。発行された議会だよりの態様、公表方法などの事実行為いかんで違法性が内々れる可能性がある。それは、近年の最高裁判決における判旨の一部からも汲み取ることができる。本件のように、いわれがなく、前例のない嚴重注意文分について、前例のない臨時号で市内全戸に公表した事実は、斎藤議員の社会的評価を貶める結果につながる行為であることは、容易に推測できる。

4 4月18日に開示された、議会所管の公文書に、「令和6年第4回定例会での斎藤議員の発言に対する議会としての対応について」がある。これは、令和7年1月22日付谷村議長から相手法人代表者宛で、谷村議長は、斎藤議員の発言を不穏当発言と認め、遺憾の意を表したと、1.次会の本会議の際に議場での陳謝、2.議会だよりへの掲載、3.その他(検討していくこと)。を列挙し、議会として、とる謝罪の方法を約束している。そして、その謝罪について「1月16日に面談させていただいた際、貴社の〇〇より、美明市議会として今後どのような対応をするのかとのお話しがありましたことから」と謝罪は、1月16日の面談が切っ掛けとされるところがある。

5 ここで指摘したいのは、まず、前例のない謝罪の方法を相手法人に約束するに当たって、相手の抗議に同調する謝罪ありきの主権制のない議長の姿勢についてである。そして、議会として合議体としての系統を踏んでいない議長の恣意性の強い判断に基づく意思表明にかかわらず「議会として」と謝罪の方法を議会の約束とした行為は、正当化できるものではない。

6 1月22日文書をもって、議長が相手方に約束した、斎藤議員の議場での陳謝について、「令和7年1回定例会(3月開会予定)において、斎藤議員が発言する際、冒頭で陳謝の発言を行うこととする。」と、具体的な説明がある。この約束は、

法で言う「懲罰」と同様の意味がある。懲罰には、戒告、陳謝、出席停止、除名の4つの種類がある。(法135条の4) この陳謝は、「公開の議場における陳謝」であり、議員にとって出席停止よりも重い罰との見方もある。

7 回答では、厳重注意は「注意を喚起するもの」なので「法的拘束力はありません」とある。だとすればなぜ法的拘束力のある懲罰事犯者と同様の「公開の議場における陳謝」も謝罪の方法のひとつとして約束する必要があるのか、言葉を使い分けしているのではないか。

8 議長が積極的に市民の声を聞き、その声を市政や議会運営に役立てるための姿勢はあっていい。しかし、その声に萎縮し、その声に同調し、誤まった判断をすることは、あっていい訳がない。

あっていい訳がない事実が1月22日の公文書に詰まっている。

9 以上のとおり、議長は、① 行う必要のない厳重注意を行ったこと。② 厳重注意が議会だよりまでの一連の対応措置の決定に議会としてのあるべき手続を踏んでいないこと。③ 議会だよりの発行は、斎藤議員の人権侵害の可能性があること。④ これらの措置は、相手方法人の抗議を切っ掛けに実行するという、議会としての自律制が疑われる対応であること。

議長は、法規・慣例に従って職務権限を行使したとは認めがたく、違法性を否定し、重大な過ちを犯していないとする回答に同意することはできない。